

法制審議会民法（債権関係）部会
審議事項一覧（分科会）

23. 11. 8	第1分科会 第1回	<p>部会資料27及び部会資料29に基づき、以下の論点につき審議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意思表示の効力が否定された場合の第三者保護規定の在り方 2 意思表示の受領を擬制すべき場合 3 無効な法律行為に基づいて履行がされている場合の返還請求権の範囲 4 代理行為の瑕疵—原則（民法第101条第1項） 5 代理行為の瑕疵—例外（民法第101条第2項） 6 代理人の行為能力（民法第102条） 7 代理権の範囲（民法第103条） 8 代理権授与の表示と意思表示の規定 9 権限外の行為の表見代理における代理人の「権限」 10 代理権消滅後の表見代理における「善意」の対象 11 代理権消滅後の表見代理における善意、無過失の主張立証責任
23. 12. 6	第2分科会 第1回	<p>部会資料31に基づき、以下の論点につき、審議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定期金債権の消滅時効（民法第168条） 2 合意による時効期間等の変更 3 時効の更新事由 4 当事者間の交渉・協議による時効障害 5 債権の一部について訴えの提起等がされた場合の取扱い 6 債務者以外の者に対して訴えの提起等をした旨の債務者への通知 7 抵当権の消滅時効（民法第396条）
23. 12. 27	第3分科会 第1回	<p>部会資料30、部会資料31に基づき、以下の論点につき、審議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 停止条件及び解除条件の意義 2 条件の成否が未確定の間における法律関係 3 不能条件（民法第133条） 4 期限の意義 5 期限の利益の喪失（民法第137条）

		<ul style="list-style-type: none"> 6 過去に遡る方向での期間の計算方法 7 期間の末日に関する規定の見直し 8 利率の見直しと変動制の導入の要否 9 中間利息控除
24. 1. 24	第1分科会 第2回	<p>部会資料29, 部会資料34に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「表見代理」のうち「重畳適用」 2 「無権代理」のうち, 「無権代理と相続」 3 「債務不履行解除の要件としての不履行態様等に関する規定の整序（民法第541条から第543条まで）」 4 「解除権者の行為等による解除権の消滅（民法第548条）」
24. 2. 21	第3分科会 第2回	<p>部会資料31, 部会資料32に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 選択債権 2 履行請求権の限界 3 履行不能による填補賠償における不履行態様の要件（民法第415条後段） 4 前記3以外の債務不履行における不履行態様の手続的要件 5 債務不履行による損害賠償一般の免責要件の在り方
24. 3. 13	第2分科会 第2回	<p>部会資料31, 部会資料32, 部会資料35に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「債務者以外の者に対する効果（援用権者）」 2 「形成権の期間制限」 3 「その他の財産権の消滅時効」 4 「取得時効への影響」 5 「民法第414条（履行の強制）の取扱い」 6 「強制執行の前提としての登記申請権の代位行使の場合の例外」 7 「代位債権者の費用償還請求権」 8 「代位債権者自身に対して有する抗弁」
24. 4. 1	第1分科会 第3回	<p>部会資料31, 部会資料34, 部会資料36に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「種類債権の目的物の特定」 2 「民法第536条第2項の取扱い」

		<p>3 「民法第534条（危険負担の債権者主義）の規定の要否等」</p> <p>4 「受領遅滞」のうち「効果の具体化・明確化」</p> <p>5 「第三者の行為によって債務不履行が生じた場合における債務者の責任」</p> <p>6 「代償請求権」</p> <p>7 「連帯債務者の一人について生じた事由の効力等」</p>
24. 4. 24	第3分科会 第3回	<p>部会資料32及び部会資料37に基づき、以下の論点につき、審議がされた。</p> <p>1 「損害額の算定基準時の原則規定及び損害額の算定ルールについて」</p> <p>2 「過失相殺」のうち「要件」</p> <p>3 「損益相殺」</p> <p>4 「金銭債務の特則」（部会資料34第1, 4）</p> <p>5 「譲渡禁止特約に違反する譲渡の効力」</p> <p>6 「相対的効力案を採用する場合の譲渡禁止特約の効力の制限」</p>
24. 5. 15	第2分科会 第3回	<p>部会資料35に基づき、以下の論点につき、審議がされた。</p> <p>1 「代位権行使の場合の通知、代位訴訟提起の場合の訴訟告知」</p> <p>2 「代位訴訟提起後の差押え」</p> <p>3 「代位訴訟への訴訟参加」</p> <p>4 「詐害行為取消訴訟の在り方」</p> <p>5 「無償行為」のうち「債務者及び受益者の悪意を不要とする規定」</p> <p>6 「対抗要件具備行為」</p> <p>7 「逸出財産ごとの回復方法」</p> <p>8 「取消債権者と債務者との関係（費用償還請求権）」</p> <p>9 「債務者と受益者との関係」のうち「受益者の反対給付の取扱い」</p>
24. 5. 29	第1分科会 第4回	<p>部会資料36及び部会資料39に基づき、以下の論点につき、審議がされた。</p> <p>1 「不可分債務」のうち「連帯債務と同様の規定」</p> <p>2 「不可分債権」のうち「不可分債権者の一人について生じた事由の効力」</p> <p>3 「連帯債権」のうち「不可分債権と同様の規定」</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 「連帯保証—連帯保証人に対する履行の請求の効力」 5 「根保証」のうち「規定の適用範囲の拡大」 6 「保証人保護の方策の拡充」 7 「弁済の充当」のうち「民事執行手続における配当と弁済の充当」
24. 6. 19	第2分科会 第4回	<p>部会資料35, 部会資料38, 部会資料40に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「債務者と転得者との関係」 2 「破産管財人等による詐害行為取消訴訟の受継」 3 「併存的債務引受」 4 「免責的債務引受」 5 「契約上の地位の移転の要件」 6 「契約上の地位の移転の効果」 7 「三面更改」
24. 7. 10	第3分科会 第4回	<p>部会資料37及び部会資料41に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「債務者の行為準則の整備」 2 「債権譲渡と相殺の抗弁」 3 「譲渡人の地位の変動に伴う将来債権譲渡の効力の限界」 4 「債権債務関係における信義則の具体化」
24. 7. 24	第1分科会 第5回	<p>部会資料39及び部会資料43に基づき, 以下の論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「代物弁済に関する法律関係の明確化（民法第482条）」 2 「弁済の充当」のうち「弁済の充当に関する規律の明確化」 3 「弁済による代位」のうち「弁済者が代位する場合の原債権の帰すう」, 「法定代位者相互間の関係に関する規定の明確化」, 「一部弁済による代位の要件・効果」, 「債権者の義務」 4 「競売における担保責任（民法第568条, 第570条ただし書）」
24. 9. 4	第2分科会 第5回	<p>部会資料40, 部会資料42及び部会資料44に基づき, 民法（債権関係）に関する論点につき, 審議がされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 「更改の要件・効果の明確化」のうち「『債務の要素』

		<p>の明確化」</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 「免除の規定の見直し」 3 「約款の組入要件の内容」 4 「約款の変更」 5 「適用範囲の明確化等」 6 「背信行為等を理由とする撤回（解除）」 7 「解除による受贈者の原状回復義務の特則」 8 「無償契約への準用」
24. 9. 25	第3分科会 第5回	<p>部会資料41及び部会資料45に基づき、民法（債権関係）に関する論点につき、審議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「契約交渉の不当破棄」 2 「契約締結過程における説明義務・情報提供義務」 3 「契約交渉等に関与させた第三者の行為による交渉当事者の責任」 4 「申込者の死亡又は行為能力の喪失」 5 「賃借権の対抗の可否」 6 「賃貸借契約の当然承継」 7 「賃貸借契約を承継させない旨の合意」 8 「敷金返還債務の当然承継」
24. 10. 9	第1分科会 第6回	<p>部会資料39、部会資料43、部会資料46及び部会資料47に基づき、民法（債権関係）に関する論点につき、審議がされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「相殺の要件の明確化」 2 「第三者による相殺」 3 「時効消滅した債権を自働債権とする相殺」 4 「相殺予約の効力」 5 「引き渡された目的物に瑕疵があった場合における買主の救済手段の整備」 6 「短期期間制限の見直しの要否等」 7 「権利移転義務を履行しない場合における買主の救済手段の整備」 8 「短期期間制限の見直しの要否等」 9 「危険の移転時期と危険移転の効果の明文化等」 10 「仕事の完成が不可能になった場合の報酬請求権・費用償還請求権」 11 「請負人の担保責任の存続期間」

		<p>1 2 「土地工作物に瑕疵があった場合の担保期間の見直し（民法第638条）」</p> <p>1 3 「受任者が受けた損害の賠償義務（民法第650条第3項）」</p> <p>1 4 「委任事務の処理が途中で終了した場合の報酬請求権」</p> <p>1 5 「役務提供の履行が不可能な場合の報酬請求権」</p> <p>1 6 「報酬に関する規律（労務の履行が途中で終了した場合の報酬請求権）」</p> <p>1 7 「報酬に関する規律」</p>
24. 10. 30	第2分科会 第6回	<p>部会資料44及び部会資料48に基づき、民法（債権関係）に関する論点につき、審議がされた。</p> <p>1 「目的物引渡し前の破産手続開始による消費貸借の失効」</p> <p>2 「期限前弁済（期限の利益の放棄）によって生じた損害の賠償義務」の「原則」</p> <p>3 「期限前弁済（期限の利益の放棄）によって生じた損害の賠償義務」の「事業者の消費者に対する融資の場合の免責」</p> <p>4 「事情変更の法理の明文化及び基本的な要件・効果の在り方」</p> <p>5 「契約の改訂における裁判所の判断の具体的在り方」</p> <p>6 「手続的要件としての再交渉の要否等」</p> <p>7 「契約の解除の請求と契約の改訂の請求との相互関係等に関する規定の要否」</p>
24. 11. 20	第3分科会 第6回	<p>部会資料45、部会資料49及び部会資料50に基づき、民法（債権関係）に関する論点につき、審議がされた。</p> <p>1 「目的物の一部を確定的に利用することができない場合の規律」のうち「賃料の当然減額」</p> <p>2 「目的物の一部を確定的に利用することができない場合の規律」のうち「賃貸借の目的を達成することができない場合の解除」</p> <p>3 「法定債権の不履行による損害賠償に関する規定の要否」</p>

		4 「相殺」
--	--	--------